

## 総務部

総務部	総務管理課	本庁舎清掃業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		21,525,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

### (1) 委託業務の概要

愛媛県は、本庁舎の清掃業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、毎日の廊下階段等の清掃、月 1 回の会議室の清掃、窓ガラスの清掃、外構清掃となっている

### (2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度においては、競争入札参加資格者一覧より建築物における衛生的環境の確保に関する法律「ビル管理法」に基づく一般管理、環境衛生総合管理業の登録業者で中予地区に本店または支店を有する業者 24 社のうち営業年数 5 年超（非該当 2 社）、従業員が 20 人以上（非該当 2 社）、年間平均売上が 1 億円程度以上（非該当 2 社）、地元(中予)中小企業者であること（非該当 3 社）、他の県関係施設において契約金額 1000 万円以上の受注業者でないこと（非該当 9 社）を条件に 9 社を選考指名し、入札を実行しており、過去 5 年とも同一業者が落札している。

### (3) 委託金額の決定方法

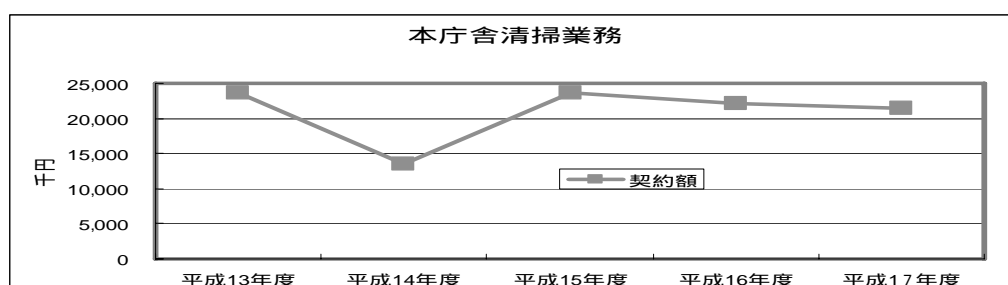
予定価格作成時発行の積算資料により清掃対象面積に清掃業務単価を乗じる等により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
契約額	23,625	13,440	23,625	22,050	21,525
前年度差額	0	10,185	10,185	1,575	525
受託業者	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社

(千円)

契約金額の 5 年間比較をグラフにしておくので参照されたい。



さらに、入札の執行状況をまとめてみると、以下のとおりである。

	本庁舎清掃業務入札執行状況サマリー				税抜き(千円)			
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年				平成17年
				第1回	第2回	第3回	第4回	
A社	22,500	12,800	22,500	22,300	22,000	21,500	21,000	20,500
B社	24,000	16,800	23,050	22,830	22,220	21,960	辞退	
C社	24,500	19,990						21,060
D社	24,600	23,000	23,200	22,800	22,220	21,930	辞退	21,600
E社	25,000	23,500						21,000
F社	25,000	22,000		22,950	22,296	21,999	辞退	
G社	25,000	20,300	23,200	22,800	22,250	21,950	辞退	21,500
H社	26,000							
I社	26,000							
J社	26,100		23,000	22,900	22,250	21,930	辞退	
K社		20,000	23,350	22,950	22,250	21,950	辞退	21,150
L社		20,500	23,400	22,950	22,280	21,980	辞退	21,200
M社		21,000						21,800
N社			23,500	22,950	22,250	21,980	辞退	21,000

落札業者は5年間とも同一業者 A 社であるが、平成 14 年については、極端な低額による受注であるが、B 社及び C 社との激しい競争のためと推察できよう。逆に言えば、その他の年度については、他の入札参加業者の落札しようとする意図が希薄であり、適切な競争が機能するかどうか危惧される。平成 16 年度についてみてみれば、県の予算事情に基づくと見られる厳しい予定価格に対して、4 回の入札執行となっているが、いづれも落札業者 A 社が常に僅差ではあるが最低金額を維持しているため、他業者が本気で受注する意思が希薄であるように見受けられる。(B 社について、平成 17 年度は売上高基準による条件が満たされていないため、指名から外れている。)

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、毎日の業務日誌の記載提出等に基づいて総務管理課長が、委託業務の執行状況を管理・確認している。

##### ・ 監査結果

(1) 県は、清掃業者の委託先の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が営業年数及び売上高、従業員数、中予地区に本店又は支店等であることとしているが、これらの条件は、必ずしも本件業務遂行との信頼性確保の観点から直接関係のあるものと言えず、又結果として競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生リスクのことをも鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。(指摘)

総務部	総務管理課	本庁舎警備業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		23,310,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、本庁舎の夜間巡視および駐車場の整理業務を民間事業者へ外部委託している。

具体的な内容としては、

- 本庁舎部分については、祝祭日年末年始を除く月曜日から金曜日、また西駐車場については、年末年始を除く毎日の昼間の駐車場整理業務
  - 第二別館守衛室での平日昼間の監視業務
  - 毎日の夜間の本館守衛室での監視及び建物内・構内の巡視
- となっている

(2) 外部委託先決定方法について

競争入札参加資格者一覧より松山市に警備業法に基づく営業拠点を有する業者のうち、業種規模、従業員数、営業年度及び売上高等を参考に 5 業者を選考指名し、入札を実行しており、過去 5 年とも同一業者が落札している。

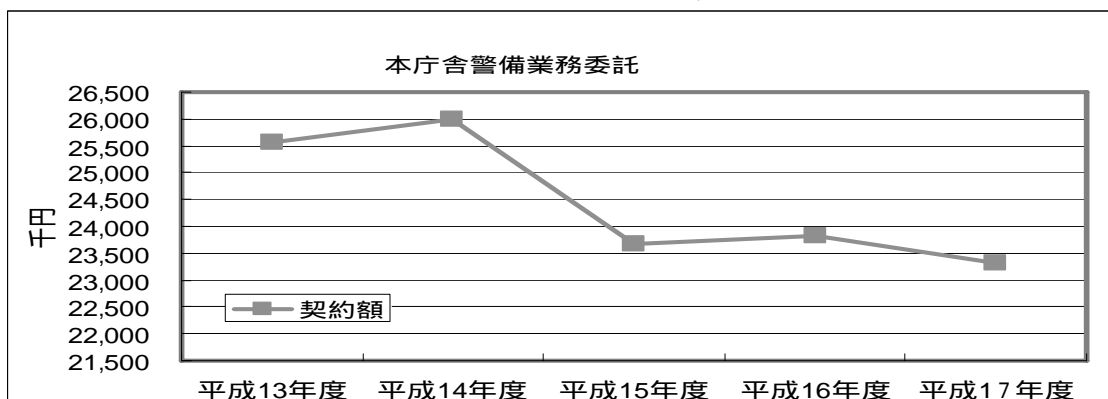
(3) 委託金額の決定方法

予定価格作成時発行の建設物価資料により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額、その年々の増減額、受託業者はつぎのとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
契約額	25,578	25,994	23,683	23,814	23,310
前年度差額	0	416	2,310	131	504
受託業者	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社

契約金額の推移をグラフにしておくので参照されたい。



上記において落札率は年によって幾分異なるが非常に高い率で推移している。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、毎日の業務日誌の記載提出に基づいて総務管理課長が、委託業務の執行状況を管理・確認している。

##### ・ 監査結果

(1) 県は、当該警備委託業者の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が規模、従業員数、営業年数及び売上高等、業務遂行と直接に係るものと言い難く、又競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生リスクのことをも鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。(指摘)

総務部	総務管理課	一般廃棄物処理業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		4,567,500
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

##### ・ 委託業務の内容の検討

#### (1) 委託業務の概要

愛媛県は、一般ごみの処分業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、廃棄物の処理施設までの搬出処理であり、1日おおむね1800キログラムとなっている

#### (2) 外部委託先決定方法について

平成17年度においては、競争入札参加資格者16社のうち営業年数5年超（非該当2社）であり、松山市の一般ごみ収集業務を受託している業者であること（非該当13社）、年間売上高が1億円程度以上であること（非該当2社）により選別し3社を指名し、入札を実行しており、過去5年とも同一業者が落札している。

#### (3) 委託金額の決定方法

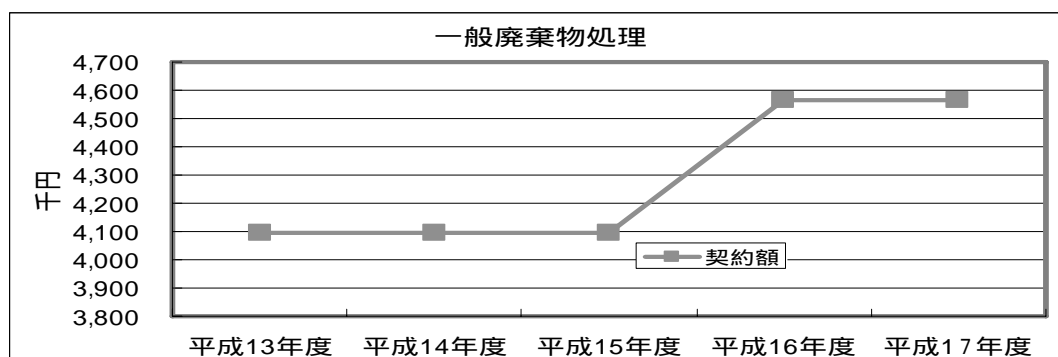
予定価格は、この業務の内容の大部分が廃棄物の運搬業務及び処理業務であるため、「松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」中の「一般廃棄物処理手数料」を参考に積算されている。収集運搬手数料に関する規定が平成5年以降条例から削除されたので、愛媛県人事委員会調の民間における平均給与月額の上昇率を参考に手数料見込み額にこの上昇率を乗じて算出されている。また、平成16年度よりクリーンセンター処理手数料増額に

より見積額が増加している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去5年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

	(千円)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	4,095	4,095	4,095	4,568	4,568
前年度差額	0	0	0	473	0
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社

契約金額の推移をグラフにしておくので参照されたい。



過去5年とも同一業者が落札しており、落札率も高い。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、委託業務の執行状況を管理・確認している。

##### ・ 監査結果

(2) 県は、一般廃棄物処理業務の委託先の選定に当たって、質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入するのを防ぐため、指名競争入札を採用しているが、その指名基準が営業年数及び売上高、松山市のゴミ収集委託業者であることとしているが、これらの条件は、必ずしも本件業務遂行との信頼性確保の観点から直接関係のあるものと言いき、又結果として競争原理が働きにくくなっている。これらを解消し、又最近顕在化している「談合」所謂、不当な取引制限発生のリスクのことをも鑑みると、現在の指名競争入札を一般競争入札に変更すべきである。(指摘)

総務部	総務管理課	境界等調査測量業務
委託形態：随意契約	委託先：社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
平成 17 年度年間委託料(円)	下記計 12,680,358	
知事公舎敷地調査測量業務	1,204,832	
東雲町公舎敷地調査測量業務	2,382,496	
祝谷公舎敷地調査測量業務	1,092,079	
元保育専門学校敷地(道後駐車場)調査測量業務	2,302,240	
若草町職員住宅敷地調査測量業務	1,828,237	
萱町職員住宅敷地調査測量業務	1,622,017	
西条独身寮(湧水寮)敷地調査測量業務	1,199,997	
四国中央職員住宅敷地調査測量業務	1,048,460	

#### ・委託業務の内容の検討

##### (1) 委託業務の概要

上記の 8 件の業務委託はいずれも同一の委託先で委託業務内容も同一であるので、まとめて論ずることとする。

知事公舎等の売却に関して登記簿上の地積と実測値が異なるため、売却対象の土地に関しては境界の確定作業が必要になり、処分対象地の境界確認及び測量と分合筆が必要な登記の業務を委託している。

##### (2) 外部委託先決定方法について

社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への 1 者随意契約である。実際に業務を遂行する土地家屋調査士の選定に関しては、当該社団法人で決定されるため、県としては直接指示することはできないが、業務遂行能力が低いと県の担当者が判断した土地家屋調査士は、交代を要求することができる。また契約内容に変更がある場合は、協会から報告をもらって、県が内容を精査して承認すべきものは承認する。

成果品のレベルを保つため、県内唯一の社団法人に委託することが、入札等によるよりも業務完遂が大きく期待できると県として判断しているため、平成 18 年も随意契約を続けている。この随意契約の形態が違法な支出であるとして、訴訟を起こされた事例があるが、平成 16 年 5 月 14 日大阪高等裁判所において、普通地方公共団体が公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対し登記測量業務を委託するに当たって、一定の範囲及び期間内に行われる登記測量業務等を一括して委託する契約を締結することは、土地家屋調査士法の趣旨に照らし是認されるし、協会は正当な理由がなければ、土地家屋調査士の加入を拒むことができず、協会に対し登記測量業務等を一括契約することは、協会に未加入の土地家屋調査士を公共嘱託登記測量業務等から排除することにはつながらぬ趣旨の判決が出されており、さらに、住民監査請求に係る監査結果の公表(平成 16 年 1 月 26 日付愛媛県監査公表

第1号)において「----登記事務はその性質又は目的が競争入札に適しないものと認められ----」もあり、県は随意契約で問題ないものとしているとのことである。

### (3) 委託金額の決定方法

土木部において各地方局長と同協会が調査測量業務に係る単価契約を締結しているため、予定価格と最終契約金額は同額になっている。

### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

測量成果をチェックする体制については、境界確認書が取り交わされる等の書類が整備されているかを見ることにより行っている。境界を確認する際は、その現場まで行って、係長以上の職の県の職員が複数名参加してチェックを行っている。ただ、測量の精度については、県の職員も専門性があるわけではないので、登記が通ったことで法務局の求めるレベルのものが作成されたとみている。順調にいけば業務自体は、半年で終わる。場合によっては、県有地の隣接者の同意が得られず、難航するケースもある。

### ・監査結果

この契約金額に関しては、入札形態にするより随意契約の方が、コストが高くなってしまふというデメリットが想定される。

県は土地家屋調査士法第63条に基づく公共嘱託登記土地家屋調査士協会が存在することや前述の(2)外部委託先決定方法について、において述べたような理由でもって競争入札にはなじまないものと判断してきた。

しかしながら、土地家屋調査士法第63条があるからといって、土地家屋調査士個人又は土地家屋調査士法人への業務委託が否定されるものでもないし、県としてコスト削減を意識した努力を行うべきであり、それが地方自治法第2条第14項にいう「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」であると思われるから、競争入札を検討すべきである。(意見)

総務部	人事課	人事管理システム運用管理業務委託
平成17年度年間委託料(円)		11,044,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

### ・委託業務の内容の検討

#### (1) 委託業務の概要

愛媛県は、人事管理システム運用管理業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、運用支援・技術指導(システム操作・運用に関する問い合わせ対

応、年度更新処理支援)・システム保守(システム正常動作の確認・整備、操作誤り等による障害時の復旧対応、その他トラブル時の対応、導入パッケージの修正情報提供・対応)・技術指導(運用立会い)・システム改善(職員調書作成機能充実、給与制度改正対応)・新規開発(「部下職員からの声の反映」プログラム作成)となっている。

(2) 外部委託先決定方法について

プログラム改修の能力・知識、即応能力、パッケージソフトの著作権等を勘案して、システム開発業者との随意契約を締結している。

人事管理システムの開発業務の委託先選定については、平成13年に指名型のプロポーザル方式により、5業者から提出された提案書を、「愛媛県人事管理システム開発委託業務審査委員会」において審査のうえ、契約が締結されている。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格は、この業務の内容別の工数の積上げによる必要日数に単価をかけた業者見積を基に算出されている。また、年度途中に「給与制度改正に対応するためのプログラムの改修」業務を追加委託したため見積額が増加している。

ちなみに、開発費として平成13年度30,975千円、平成14年度36,530千円、また改善及び運用管理として平成15年度7,915千円、平成16年度7,230千円、平成17年度11,044千円となっている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、打ち合わせ記録の作成承認・システム改善内容の文書化・実績報告書の提出を受けて完了の検査を行うことによって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・監査結果

この種の委託契約については、一度契約をすると以後そのソフトのメンテ、バージョンアップ等を継続委託せざるを得ないことが予想されるため、今後、当初のプロポーザルの段階で以後の継続的委託にも重きをおいた検討をしていただきたい。(意見)



## 松山地方局

松山地方局	総務調整課	愛媛県松山庁舎廃棄物処理業務委託
平成 17 年度年間委託料(千円)		2,249
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

．委託業務の内容の検討

### (1) 委託業務の概要

愛媛県松山地方局は、松山庁舎から排出される一般廃棄物を処理施設まで搬出し処理する業務を、民間業者に委託している。

具体的には、生ゴミ、廃プラスチックごみ、ビン、カン、紙ゴミ(機密扱い古紙は含まず)について、週3回、年間148回、1回あたり2トン、年間296トンのゴミ処理を委託している。

### (2) 外部委託先決定方法について

#### (イ) 指名競争入札制度について

本件業務委託について、外部委託先は指名競争入札の方式によって選定されている。

「業務の遂行には松山市の一般廃棄物処理業の許可が必要であり、また、廃棄物の処理においては特に適正な処理が求められるため、地方自治法施行令167条第1号にいう「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」をもって、指名競争入札制度を採用している。

#### (ロ) 指名競争入札参加業者の選定条件について

愛媛県は、指名競争入札参加者を選定するにあたり、つぎの基準を設けて、「業務遂行の信頼性を確保」している。

- 「(a) 平成16年度競争入札参加資格者のうち、松山市に本店又は支店を有し、同市のゴミ回収を受託している一般廃棄物処理の許可業者であること
- (b) 従業員数が10人以上で収集車両を10台以上保有し、当庁舎の委託業務実施に支障がないこと
- (c) 営業年数が5年を超える者(平成15年度より追加の条件)
- (d) 年間平均売上が1億円程度以上あること(平成15年度より追加の条件)」

県としては全般的事項で述べた「一般競争入札のデメリットである質の悪い業務を行う不良業者や違反業者、暴力団関係者等が参入してくることを回避」を意識してこのような

基準を定めたものと思われるが、監査人の立場からすると、かなり厳しくなっており、県の意識している不良業者や違反業者、暴力団関係者等の参入を防止するという目的からして、「そこまでしなくても」といえるもの、さらに「ことさら厳しい条件とすると反対にハードルが高くなりすぎ、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨からズレてしまう可能性がでてくること、又指名される業者間で不当な取引制限となる所謂『談合』がなされるリスク、発注する側でもその不当な取引制限に直接間接加担するリスク」になる可能性が生まれてしまうものと思慮する。

一般競争入札という原則に反し、指名競争入札制度を採用する以上、可能な限り、基準設定は緩やかであるべきであり、業務の遂行に必要不可欠で、直接的具体的な基準に限定されるべきと思われる。

特に、本件は廃棄物処理業務の委託であるが、特殊な産業廃棄物でも、秘密情報でもないことに留意する必要がある。生ゴミ、ビンカン等の一般的な日常ゴミないし家庭ゴミ程度のものである、ということである。そうであれば、指定時間に収集し、廃棄指定場所に運搬し廃棄さえしてくれる業者であれば、問題なく業務の遂行をすることができる、ということになる。特殊廃棄物に対する高度な専門性等は不要の事業委託事案だからである。

#### (ハ) 16者のうち13者を排斥した事情について

さて、松山市における一般廃棄物処理の許可業者は16者存在する。このうち、上記指名競争入札の参加基準によって、13者が排斥され、実際、指名競争入札に参加しえたのは3者のみである(稟議書文書番号第2165号、平成17年3月14日付参照)。そこで、排斥された理由を確認しておきたい。

##### 最も顕著な理由

排斥された13者にとともに共通する理由がある。松山市がどのような基準を設定しているのか不明であるが、本来、愛媛県は県として独自に信頼できる業者を選定すべきであって、松山市に業者選定を委ねるべきではないと思われる。

##### その他の排斥事由

その他の排斥事由は、つぎのとおりである。

- ・従業員10人以上基準および売上1億円以上基準によるもの・・・ 2者
- ・従業員10人以上基準によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1者
- ・営業年数5年以上基準によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2者

例えばISO14000環境規格であるとか、プライバシーマークを取得している業者といったこのような業務を行う業者としてのレベルを示す条件を加えるのではなく、上のような売

上や営業年数といった条件はどちらかということ、本来指名競争入札の参加資格として重視すべき基準と必ずしも言い難いと思われる。

冒頭に指摘のように、結果としてではあるが、数年間にわたり、特定の業者が本件事業を継続的に、かつ著しく高い落札率で受託し続けている現状((二)入札の状況について参照)から、結論としては早急に、指名競争入札を一般競争入札に変更すべきと思われる。

## (二) 入札の状況について

本件業務委託は著しく高い落札率で展開されてきた(後述)。そこで、平成16年度(16年3月29日入札)、および17年度(17年3月29日入札)におこなわれた入札状況を示しておきたい。

平成16年度(16年3月29日入札)について

平成16年度の入札結果は下の表のとおりであるが、指名競争入札者3者があまりに近似の金額で入札している点は留意されてよいであろう。これは第2回の入札結果である。初回は、3者ともに予定価格を上回った入札をおこなったので、再度入札が実施されている。その結果、非常に高い落札率となっている。

(単位：円)

		落札者との乖離金額
A社	2,310,000	
2位	2,320,500	10,500
3位	2,325,750	15,750

17年度(17年3月29日入札)について

平成17年度に至り、落札率はようやく低下傾向になる。とはいえ、前年度比1ポイント下げた程度であり、結果として、著しく高い落札率は継続している。これは1回入札によるものだが、2位、3位の入札業者と数万円の乖離に収まっている点は留意されるべき点である。

(単位：円)

		落札者との乖離金額
A社	2,248,880	
2位	2,315,460	66,581
3位	2,331,000	82,121

上においては、特定の3者のみが指名競争入札に参加し、特定の1業者が、本件事業を著しく高い落札率で、受託し続けている。

### (3) 委託金額の決定方法

#### 概要

過去5カ年における委託金額はつぎのとおりである。

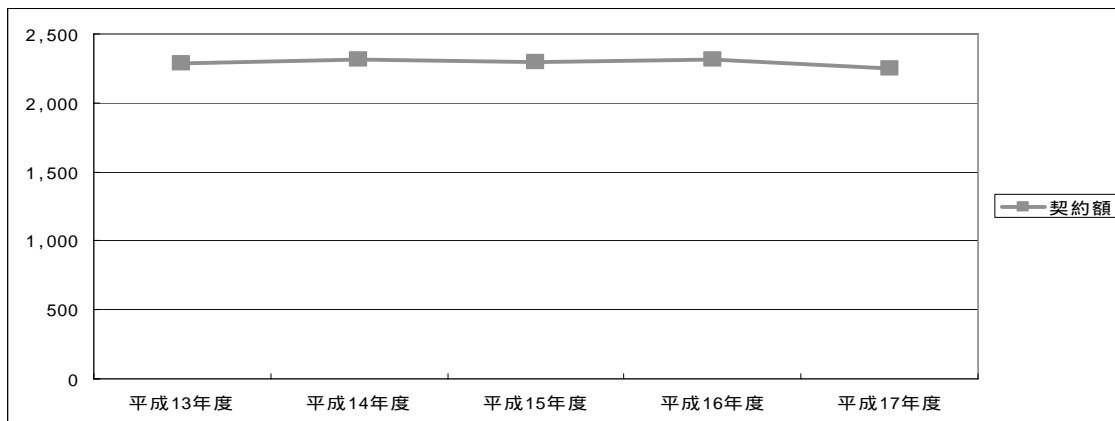
(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	2,284	2,316	2,300	2,310	2,249
前年度差額		32	-16	10	-61
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社

入札参加業者					
A社	(参加)				
B社					
C社					
その他の者	なし	なし	なし	なし	なし

#### 契約額の推移

契約額をグラフにしてみよう。過去5年間、ほとんど同額で委託金額が推移していることがよくわかる。



#### 落札率

平成14年度、15年度、16年度ともに非常に高い落札金額であって、その率は「著しく高い」と指摘することができよう。なお落札率は17年度にはいりようやく1ポイント下落している。

#### 受託業者について

結果としてではあるが、過去5年間、受託業者は同一の者であり、変更という事態は生じていない。この点は、落札率の著しい高さとともに、留意されるべき点である。

#### 入札参加業者について

過去5年間、入札参加業者が特定の3者に限定されている。

#### 予定価格の算出方法について

予定価格は、積算額と、業者見積額とを比較し、より低い方を予定価額とする方法を採用している。

また、予定価格の事前公表はおこなわれていないが、入札参加業者にすれば、見積額が積算額を下回っているかどうかさえ把握できれば、相当高度の正確性をもって、入札に参加することができよう。その結果、落札率が著しく高い数値になる事情ないし背景は、十分推認できるところである。

#### (4) 受託業務の執行状況の管理・検証状況

愛媛県は、処理確認書での確認および、ゴミ置き場を定期的に点検している、とのことである。実際に日々（実際には週3回）ゴミが回収されているのであるから、執行状況の確認は容易になしうる。

#### ・ 監査結果

##### (1) 本件指名競争入札制度の採用について

愛媛県による本件指名競争入札制度採用の理由は、以上検討したように理由に乏しく、一般競争入札とすべきである。（指摘）

##### (2) 本件指名競争入札における「指名」基準について

本件廃棄物処理業務委託の指名競争入札参加者を選定するための選定基準は、この業務の性質から業務委託内容とは直接に関係しないものがあつたと思われる。（指摘）

松山地方局	総務調整課	松山庁舎警備業務委託
平成16年度年間委託料(千円)		3,349
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

#### ・ 委託業務の内容の検討

##### (1) 委託業務の概要

愛媛県松山地方局は、松山庁舎の警備業務を民間業者に委託している(「愛媛県松山庁舎警備業務委託契約書」)。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札における業者選定の基準

本件入札にあたり、指名競争入札方式が採用され、4者が入札に参加している。指名競争入札を採用する理由はつぎのとおりである。(稟議書平成17年3月15日付、文書番号第2162号参照、傍点 筆者)。

「危機管理の観点から信頼性及び即応制を重視して以下の基準を設けている。

- (イ) 平成16年度競争入札参加資格者で、松山市に本店又は支店を有し、警備業法に基づく営業拠点を持つ者
- (ロ) 従業者数が100人以上で、緊急時に即応体制を確保するため30分以内で応援態勢を整えることができ、かつ、営業年数が10年以上で信用があること。
- (ハ) 10億円の損害補償保険に加入していること。
- (ニ) 年間平均売上高が1億円程度以上あること。
- (ホ) 請負意欲の認められるもの

上記(イ)～(ホ)の基準を全て満たす4者を選定した。」、とのことである。

すなわち、「危機管理」目的に資するために、上記のような相当に厳格な基準が用意され、入札希望業者数は16者あり、上記厳格な基準によって25%に絞りがかけている。

業務委託の内容

愛媛県松山庁舎警備業務委託契約書及び愛媛県松山庁舎警備業務仕様書に委託業務の定めがあるが、(イ)来庁者の応接及び案内、(ウ)愛媛県庁舎管理規則に規定する禁止行為及び無許可行為の取締及び防止、とある。駐車場管理業務の指定時間は、毎週月曜日から金曜日までの8:30から10:15まで、10:30から13:00まで、13:45から15:15まで、15:30から17:15までと記載されているが、残りの時間、すなわち10:15から10:30まで、13:00から13:45まで、15:15から15:30までは休憩時間であって、他の業務をする時間には指定されていない。

また、駐車場管理業務は屋外あるいは地下での業務であり、しかも、常時、車両の出入りはあるのだから、駐車場管理業務をしながら、同時に、上記(イ)の来庁者の応接及び案内や、(ウ)の愛媛県庁舎管理規則に規定する禁止行為及び無許可行為の取締及び防止を行うことは、事実上、困難であろうと思う。また、「愛媛県松山庁舎警備業務仕様書」第5の業務報告の項をみると、毎日別表1の「業務日誌」に所要事項を記載すべきとなっているが、その業務日誌は、駐車場管理業務の結果のみを記載すべきフォームとなっており、他の業

務についての報告をする余白は用意されていない。現実に、他の業務について記載された業務日誌は見あたらなかった。

委託者である愛媛県側の事情についてみても、既述のとおり、予定価格の積算過程において参照しているのは、「駐車場管理等」の一般労働者派遣事業の料金であって、他の業務を予定している様子はないと思えた。

以上より、本件警備業務委託は、契約書名称上「警備」であるが、その実態はどちらかといえば「駐車場管理業務」であるといっていいいと思われる。

#### 指名競争入札基準と委託業務内容との関連性について

そこで、既述のように、「危機管理の観点」を重視して、厳格な指名競争入札の基準が設けられ、16者のうち12者が排斥されているのであるから、この排斥理由と委託業務内容である駐車場管理業務に求められる「危機管理の観点」の程度が問題となる。

さて本来、駐車場管理業務に求められるべきは、適切な車両の移動采配能力と不法駐車等の取締能力であると考えられる。利用者である県民が求めるべきサービスは、スムーズかつ安全に車両が公道と出入りでき、駐車できること、違法駐車なく利用者のために駐車空間が確保されていること、臨時駐車場への適切な案内がしてもらえること、である。従って、従業員が100人以上とか、10億円以上の損害賠償保険に加入していることとか、営業年数が10年以上であること、30分での応援態勢を整備できること、売上高が1億円以上あること等は直接必要となる条件とは思われない。委託業者がこれら要件を満たすことは利用者である県民のニーズとなんら無関係であり、またこれら要件を満たしたとしても、それは利用者のニーズに対する応答を保障するものでもないと思われる。どちらかというところ駐車場管理業務の経験があつて、適切な駐車場管理業務の遂行ができるか否かの方が大切と思われるのである。

本件についてみれば、排斥された12者のうち11者は、「緊急時即応体制」の欠如が要件となっている。しかし、過去、30分以内で応援態勢を整えるべき事態は発生したこともなければ、およそ駐車場管理業務の側面において、そのような事態が発生することは想定しがたい。しかも、松山庁舎の立地から明らかなように、わずか徒歩数分のところに、松山東警察署が位置しているのである。委託業者が30分もかけて応援態勢を構築するよりも、松山東警察署による出動の方がはるかに早いであろう。

また日々、適切な駐車場管理業務を担う人材が「1名」派遣されるのであれば、本件委託業務は完遂される。だから、従業員数、営業年数、売上高は、適切な駐車場管理業務の遂行とは無関係な基準と思われる。

### (3) 委託金額の決定方法

#### 概要

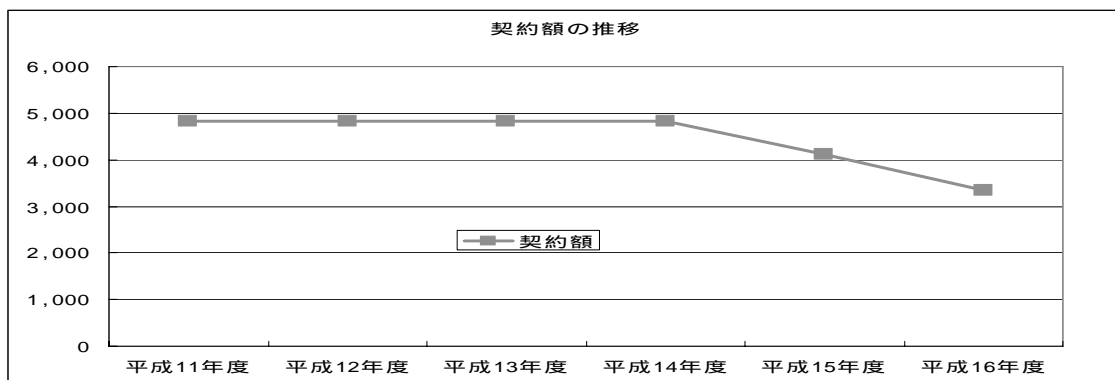
過去6年間における委託金額の比較はつぎのとおりである。

(税込@千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約額	4,838	4,838	4,838	4,838	4,112	3,349
前年度差額	0	0	0	0	726	
受託業者	X社	X社	X社	X社	X社	X社

#### 契約額推移グラフ

契約額をグラフにしてみよう。平成14年度以前においては484万円で固定化されていた契約額が、減少傾向に転じていることがわかる。



#### 落札率

また落札率についてみると、14年度までは「著しく高い」落札率であったが、15年度以降下降している。14年度以前の落札についてはともかく、その後改善されている点は評価されて良いであろう。

#### 受託業者について

過去5年間の受託業者の変動は、上記表のとおりである。平成11年度から16年度にわたるまで、基本的には同一の事業者が委託がなされているのが現状である。他社が介入した平成15年度に落札率が急減している傾向は、留意されるべきである。

#### 予定価格の算出方法について

予定価格は、積算額と、業者見積額とを比較し、より低い方を予定価額とする方法を採



用している。

#### (4) 受託業務の執行状況の管理・検証状況

愛媛県によると、毎日の終了時の業務報告および現場確認により、委託業務の執行状況の管理・検証をおこなっているとのことである。業務日誌をみると、「報告事項は、来庁者から生じた苦情とその対応措置及びその他駐車状況等特記事項を記載すること」と印刷されている。しかし、満車・空車状況等を含めて特記事項の記載はほとんどないのが現状である。

#### ・ 監査結果

##### (1) 本件委託業務の必要性への疑問

本件委託業務においては前述したような複数の業務内容の契約であるが、その実態は「駐車場の整理誘導」の性格が強い。来庁者としては庁舎の駐車場が満車のときにも、付近の地図もあるわけであり、業務そのものの必要性を再検討する必要がある。(意見)

##### (2) 本件指名競争入札の問題点

本件指名競争入札の基準は、その目的である駐車場管理業務と直接無関係と思われる。したがって、愛媛県は指名競争入札を一般競争入札に変更する必要がある。(指摘)

##### (3) 異常性の判断基準の明確化と業務日誌のフォーム見直しについて

業務日誌には概ね、「勤務中異常なし」の記載がなされている。しかしながら、どのような事態を「異常」とみるのか、「異常なし」と記載すべきでない場合の基準が明らかではない。たとえば、駐車場で些細なトラブルや苦情が生じた場合、それを「異常」事態とみるのかみないのかについて、警備員の経験や意識に基づく「常識」によって異なる結果が示されることが予想される。担当警備員レベルでは特記事項として記載する必要がないと判断する事態であっても、県や県民レベルでは重要な事態の端緒であるかもしれないからである。

そうすると、業務日誌上は「異常なし」との記載が反復されたとしても、実態は、なんらかの異変が着々と進行している可能性がある。となると現行の業務日誌は意味はなく、委託業務の執行状況の管理・検証をおこなっているとは言い難いであろう。県は受託者に対し、「異常」の基準を明確にしておく必要がある。したがって、異常性の判断基準を明確にするとともに、業務日誌のフォームの改訂する必要がある。(指摘)

## 宇和島地方局

宇和島地方局	総務調整課	空調設備保守点検業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		11,235,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

．委託業務の内容の検討

### (1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県宇和島庁舎に設置している空調設備保守点検業務を民間事業者へ外部委託している。

具体的な内容としては、吸収式冷温水発生機 2 基、冷却塔 1 基、ポンプ類 8 台、空調機 7 基、空冷ヒートポンプパッケージ 23 台、フィルターユニット 6 基、ファインコイルユニット 184 台、送風機類 70 台、全熱交換機 3 台等の機器類の年 2 回ないし 3 回の点検業務と年 2 回の水質検査および自動制御機器の年 3 回の点検となっている。

### (2) 外部委託先決定方法について

委託先は、指名競争入札によって選定されている。指名業者は、県の入札参加登録業者のうち、空調に関する入札実績があり確実な施行能力のあるとされる 8 社により行われている。

### (3) 委託金額の決定方法

専門性がある業務であるとの理由で、具体的な積上げ方式の積算は行われておらず、前年実績をもとに予定価格が決められている。

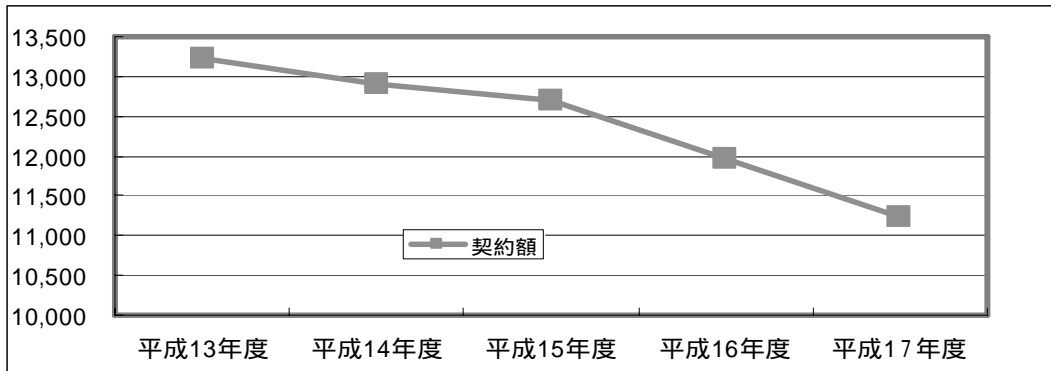
過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	13,230	12,915	12,705	11,970	11,235
前年度差額	0	315	210	735	735
受託業者	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)

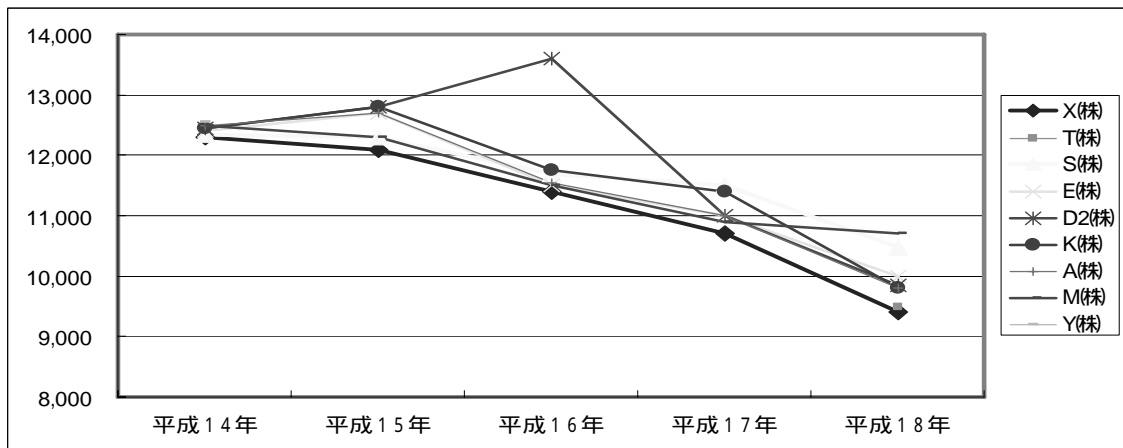
入札の結果、5 年とも機器設置を行なった業者が落札している。予定価格が業者見積を基に算出されているため、落札率は常に高くなっている。予定価格の減額傾向は、合理的な積算基準によるものではなく、単に歳出削減の強要によるものと思われる。

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



宇和島庁舎空調設備保守点検委託業務入札執行状況 (税抜き、千円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
X(株)	12,300	12,100	11,400	10,700	9,400
T(株)					9,500
S(株)	12,350	12,300	11,700	11,500	10,475
E(株)	12,400	12,700	11,500	11,000	10,000
D2(株)	12,450	12,800	13,600	11,000	9,850
K(株)	12,450	12,800	11,750	11,400	9,800
A(株)	12,500	12,700	11,550	11,000	9,800
M(株)	12,500	12,300	11,500	10,900	10,700
Y(株)	12,550				
落札業者と2位業者の差額	50	200	100	200	100



入札状況からは、落札業者以外の業者に落札の意思があまりないのではないかと推察される結果となっている。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、実施計画書及び完了報告書の提出および作業の立会いを通じて委託業務の執行状況を管理・確認している。

・監査結果

- (1) 入札の指名業者の選定の際に、入札参加実績を求めていることは、新規業者の参入障壁となっており不適切である。(意見)
- (2) 予定価格の算定について、専門性があるとして具体的な積算がなされていない。これは、県が積算の基準を明確に定めていないことに原因があると思われる。予定価格の設定は、適切な標準計算のもとに作成される必要がある。より妥当な価格の積算が実施可能となるように、県は早急に基準を設定すべきである。(指摘)

## 企画情報部

企画情報部	統計課	2005年農林業センサス電算処理業務
委託形態:指名競争入札		委託先:(株)愛媛電算
平成17年度年間委託料(円)		17,292,450

.委託業務の内容の検討

### (1) 委託業務の概要

データの入力、エラー修正、結果表及び一覧表の集計・作表の電算処理の委託である。その委託業務の内容としては、2005年の農林業センサス農林業経営体調査票約40,000件、農林業経営体調査項目修正整理表、2010年の農林業経営体候補名簿や経営している農家数の集計等を4,000名の統計調査員から調査票を回収した後の電算集計するという業務である。この業務は、統計法に基づく指定統計調査であり、農業、林業ともに5年ごとにセンサス(調査)されるものである。支出については、議会の承認は特に必要なく、予算上で認められた委託業務である。

### (2) 外部委託先決定方法について

実際の契約については、県内に本部、支社を有する3社による指名競争入札によって行われている。これは、国が所管している大型コンピューターを動かせる業者は、限定されるため、入札前にその能力について審査する必要があるためとのことである。その際、指定業者の事前登録が行われるのであるが、県に3社以上は、登録が必要とされている。契約内容の変更があったが、変更金額は、1,050,000円の増加であり、業務処理の期日を早めたことに伴う人件費の増加部分を、委託先が請求したものであり、適正な支出と考えられる。

### (3) 委託金額の決定方法

平成17年度の委託実績は以下のようになっている。

2005年農林業センサス電算処理業務

	平成17年	
予定価格(税込み)	29,944,986	
落札額(税込み)	16,242,450	17,292,450
落札額(税抜き)	15,469,000	
落札率	54.2%	

会社名	平成17年
B社(税抜き)	23,900,000
C社	辞退

落札業者と2位業者の差額	8,431,000
--------------	-----------

農林水産省より提出期限早期化要請による変更

予定価格については、入札の際、公表されていない。予定価格は、細かくデータ入力回数

等をもとに、積算をおこなっている。今回の予定価格は、29,944,986 円であり、落札高は、16,242,450 円となっていた。なお、入札にかかる応札状況、落札率等は上記のとおりである。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者が指定どおりの業務を遂行しているかどうかの検証であるが、「成果品検査一覧表」を作成し、検査者が、完成した成果品を 1 件ずつチェックしていくことにより行われており、特に異常と考えられるものは見当たらなかった。

#### ・監査結果

指名競争入札を選択することの理由の合理性について

入札の状況を見てみると、入札金額が(株)E 電算が、15,469,000 円、(株)I センターが、23,900,000 円、(株)W は入札辞退となって、(株)E 電算が落札しており、県に 3 社以上の登録が必要とされている趣旨であると思われる競争原理が、事実上、働いていないとも感じられる。即ち、(株)W は付き合いで応札したにすぎないということが推定される。

このことは、前回の委託契約先が、(株)E 電算となっていることとも関係している。一度、業務委託を受けると、前回の業務のノウハウが蓄積されていると思われ、継続して落札するという結果となりやすい。このような場合は、一般競争入札等に入札方法を変えても、同一の結果となるであろうことは、想像に難くない。

愛媛県は地方自治法第 234 条に基づき売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により行うこととなっている。

この場合、原則として、「一般競争入札」でなくてはならない旨が明示されており、指名競争入札や随意契約による場合は地方自治法施行令でもって定められた場合に限られ、指名競争入札によることができる場合とは、その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、及びその性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合、又は一般競争入札に付することが不利と認められるときに限るとされており指名競争入札とする積極的な根拠に乏しく、指名競争入札としたことに問題がある。(指摘)

## 県民環境部

県民環境部環境局	環境政策課	公共用水域水質監視調査に関する分析業務委託料
委託形態：随意契約		委託先：財団法人愛媛県総合保健協会
平成17年度年間委託料(円)		17,400,600

### ・委託業務の内容の検討

#### (1) 委託業務の概要

水質汚濁防止法第15条において知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなくてはならないこととなっているが、そのための一部事業についての分析業務を委託している。

#### (2) 外部委託先決定方法について

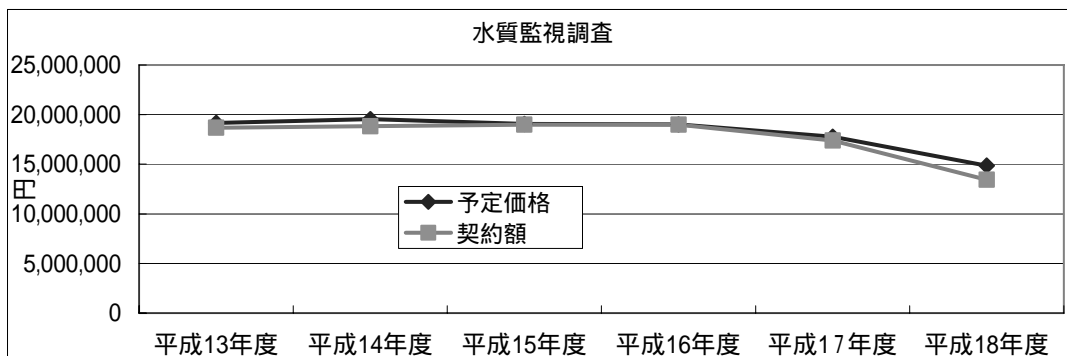
この分析業務ができる研究機関(業者)は県内に5研究機関(業者)あるが、排水規制の対象企業の関係研究機関については、当該研究機関のグループ会社の排水を自ら検査することとなるので除外している。又検体となる水を当日持ち込める機関であること、定められている水質測定項目全てについて測定可能かどうか、等を考慮して財団法人愛媛県総合保健協会に決定したとのことである。

#### (3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予定価格	19,172,000	19,536,300	19,076,400	19,005,000	17,778,600	14,855,400
契約額	18,688,320	18,834,270	18,996,285	18,988,725	17,400,600	13,431,600
/ %	97.48%	96.41%	99.58%	99.91%	97.87%	90.42%

契約額が平成17年度より平成18年度にかけて大幅減となっているのは、測定検体数を12回から4回にしたため、又、測定単価の値下げ交渉によるものである。



### ・監査結果

#### (1) 随意契約を選択することの理由の合理性の検討について

結論として、契約を締結しなかった4研究機関は定められた71の水質測定項目のうちの何項目かの水質測定ができないために71項目全てについて測定可能な財団と1者随意契約となっている。このことについて特に指摘、意見すべきことはなかった。

なお、具体的には残りの4機関のうち2機関は測定不可能項目が下記のように少ない。

- ・全亜鉛、全シアンの2項目測定不可能---1機関
  - ・全亜鉛、フッ素、アンチモン、全マンガン、クロム、LASの6項目測定不可能---1機関
- 上の2機関を含む他の4研究機関には、毎年、水質測定項目を確認し、将来これらが測定可能な場合に競争参入できることを認識しておいてもらうことは大切とは思われる。

県民環境部環境局	自然保護課	キジ生産事業委託
委託形態：随意契約		委託先：社団法人愛媛県猟友会
平成17年度年間委託料(円)		18,202,800

#### ・委託業務の内容の検討

##### (1) 委託業務の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき計画された鳥獣保護事業計画に基づいて愛媛県はキジを増殖するため、その生産を社団法人愛媛県猟友会に委託している。なお、他府県においても同様の鳥獣保護事業計画が進行しており、キジでなくヤマドリもあれば、その増殖を生産委託という形でなく、購入して放鳥するところもあるとのことである。

##### (2) 外部委託先決定方法について

社団法人愛媛県猟友会への随意契約である。キジの人工増殖は特殊技術が必要であり、キジの実際の繁殖は社団法人愛媛県猟友会経由でキジ人工増殖者に再委託している。

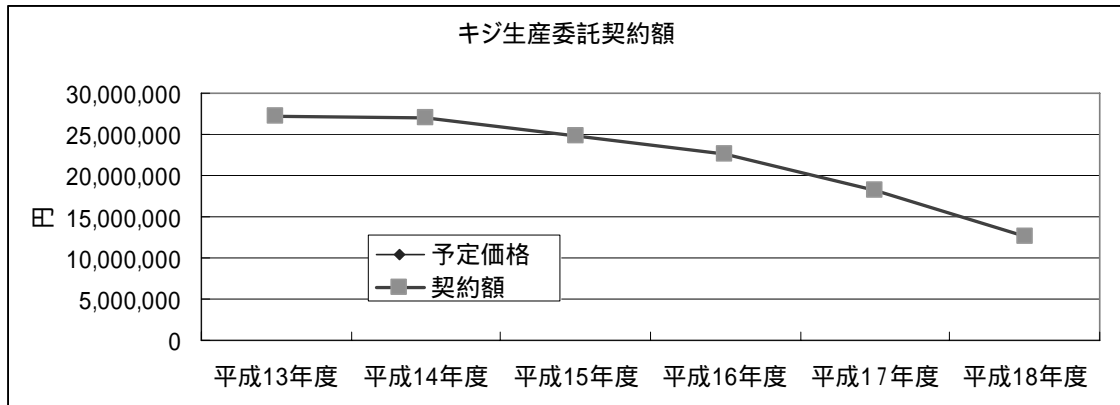
##### (3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予定価格	27,195,000	26,901,000	24,706,500	22,549,800	18,202,800	12,695,000
契約額	27,195,000	26,901,000	24,706,500	22,549,800	18,202,800	12,695,000
/ %	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%





上のように生産委託金額はここのところ毎年減少を続けている。

これは生産羽数計画の変更(減少)によるものである。

予定価格の算出は、県は昭和 39 年から東温市川内町松瀬川において放鳥用キジの人工増殖を行ってきており、常勤の管理人の給与、管理人補助の給与を想定してパートの人件費等を加えて人件費を算出し、飼育費、薬品費、光熱費、保険料、施設管理費等々の名目でその他の経費を積算している。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

各地方局の森林林業課職員が放鳥に立会い生産数を確認している。

#### ・監査結果

##### (1) 社団法人愛媛県猟友会と随意契約を選択することの理由の合理性について

鳥獣保護、自然保護のための施策であることはわかるが、このようにして放鳥したキジは猟友会の会員によって適正量ではあろうが狩猟されるであろうことを考えると、この事業は格別に狩猟者に貢献しているといえるのではなかろうか。

過去 5 年間のその委託費の推移をみたが、これが昭和 39 年より継続しているのであるならばその累計金額たるや膨大なものになろう。

社団法人愛媛県猟友会が、21 の支部をもち、3,851 人の会員の組織であるが、事務局は 1 人のみであるから、その実態は、単なる狩猟者の集まり的な組織であると推察できる。キジ生産は何名かの専門家によってなされるのであって松山市大手町一丁目の猟友会でその指揮がとられることはないと思われる。即ち、大手町の猟友会本部があってはじめて生産管理が可能ということはないと推察される。

従って、特定の専門家が実質的に生産に従事しているのであるならば、その専門家と直接委託する方法を検討する方がコスト減にもつながると思われるし、不透明な部分を減少させることにもなると思われる。(意見)

県民環境部県民協働局	男女参画課	愛媛県女性総合センター管理運営等委託料
委託形態：随意契約		委託先：外郭団体
平成 17 年度年間委託料(円)		69,187,650

・委託業務の内容の検討

(1)委託業務の概要

愛媛県女性総合センターの管理運営(維持管理、貸館及び使用料の収納事務、図書室の運営、相談窓口業務、配偶者暴力相談支援センター業務)

(2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは、県条例に基づき財団法人えひめ女性財団との随意契約により委託がなされていた。平成 18 年度は愛媛県は地方自治法第 244 条の 2 の改正にともない、「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例」において指定管理者が管理を行う公の施設として 20 の施設を定めているが、愛媛県女性総合センターもこの一つである。指定応募参加は 2 社であり審査の結果、財団法人えひめ女性財団が指定管理者候補に選定され、結果として同財団が引き続いて管理運営することとなった。

指定期間は、今回は 3 年である。

指定管理者となった財団法人えひめ女性財団

貸借対照表		単位:千円	
現金預金	15,838	未払金	11,674
その他流動資産	3,988	預り金	528
基本財産	1,000,000	退職手当引当金	16,987
その他固定資産	20,897	正味財産	1,011,534
資産合計	1,040,723	負債・正味財産合計	1,040,723

上記貸借対照表が示すとおり潤沢な基本財産をもつ財団である。

指定管理者候補の選定に当たっては民間事業者 1 社との比較となったが、審査項目である、

- イ) 計画に沿った管理運営を行う経営基盤、能力等を有すると認められるか。
- ロ) 実施計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。
- ハ) 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。
- ニ) 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取り組みが計画されているか。
- ホ) 危機管理体制が整備されているか。

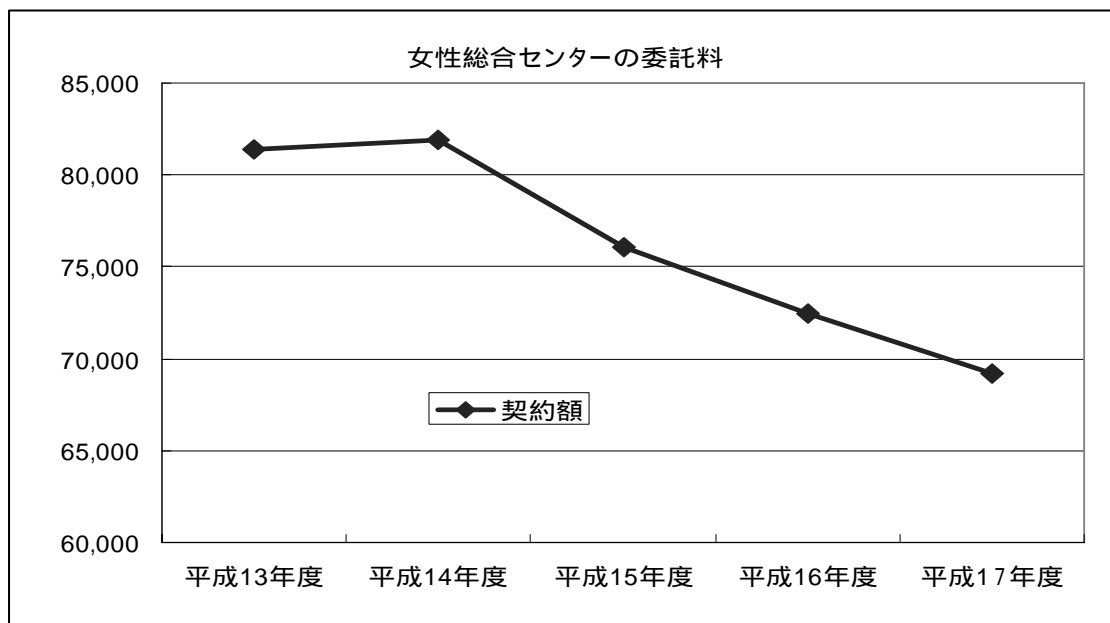
といった項目の審査で 5 名の審査会委員によって平成 17 年 10 月に選定され、12 月に議会承認されている。

(3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

単位:千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	81,367	81,922	76,065	72,469	69,188



#### 監査結果

##### (1) 指定管理者制度導入に関連して

他の施設管理にかかる指定管理者制度適用に際しての指定管理者決定の過程について述べたことがこの愛媛県女性総合センターの指定管理者決定に際してもいえると思われる。指定管理者制度が「民間活力を公の施設の活用に」という法意でもってつくられた経緯から、指定管理者選定のための制約内容は目的達成のために必要最低限の基準であるべきである。例えば、

イ) 女性に関する相談業務、男女共同参画事業等の業務は社会のあり方や社会づくりにつながるものであり、そもそも民間事業者には困難であること。従ってこのような男女共同参画推進事業と施設管理は別々に取り扱っても構わないのではないか? (意見)

ロ) 指定管理者選定のための審査会は有識者等 5 名によって構成されている。これに関して「もっと議論した結果が見え、特に応募した民間業者に何処が不足しているのかを説明し、

又民間業者の計画する案を議題として議論し、再チャレンジをしやすいような環境づくりそして、それらのことが議事録等をもって詳しく開示される等透明性があることが必要」がいえると思われる。(意見)

(2) 委託業務の執行状況の検証について

委託業務の執行状況は、指定管理者制度となれば指定管理者に包括的管理をしてもらうことになる。このような場合の管理方法として監査人は是非とも次のことを推奨したい。指定管理者及び指定管理者が再委託している業務がある場合、内部における安全性、効率性等を意識した業務マニュアルなり内部統制システムなりがあるかどうかの検討をすること(ドメスティック・バイオレンス=DV(夫婦間、恋愛関係にある男女その他親密な関係にある男女間で行われる暴力)に対する相談対応マニュアルはあるとのことである)、そして不足しているものについてその作成を指示するとともに、必要十分なマニュアル等の作成のため協力すること、そしてその運用状況を確認することである。

又同財団は愛媛県におけるものと同様な愛媛県女性総合センターにおける施設管理としての業務再委託に際して愛媛県の基準に準拠することとなっているとのことであり、例えば入札等の執行状況を検討し、施設の効率的運用を実現しているかどうか検討することである。(意見)

県民環境部 県民協働局	人権対策課	生活相談(相談・啓発・研修の実施)
委託形態:1者随意契約	委託先:愛媛県人権対策協議会	
平成17年度年間委託料(円)	16,000,000	

.委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

委託先の愛媛県人権対策協議会について説明すると、今なお社会に存在する被差別部落の実態を把握し、市民的権利と自由を確立して差別を完全に解消することを目的として昭和36年に設立された県内唯一の育成指導団体であり、会長は現職の知事である。「対話と協調」「行政と共闘」「教育との連帯」を旨として、愛媛県内における人権啓発や人権相談等の活動<sup>8</sup>を行っている。平成18年4月1日現在で県内45支部、会員は約3万人の任意団体である。ほかにも同和対策団体はあるが、規模的に圧倒している。

委託内容は、平成17年度は、生活相談事業として9,437,318円、地域啓発事業として3,416,176円、指導者育成事業として3,146,506円の合計16,000,000円で委託している。具体的には、生活相談事業とは、相談員数名による人権相談の実施、地域啓発事業とは地域住民を対象として、県内各地において人権啓発研修会の開催、指導者育成事業とは、人権・同和問題に関する地域指導者を対象に、県内各地において研修事業を開催している。

8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第一条(目的) この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

-----中略-----

第五条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

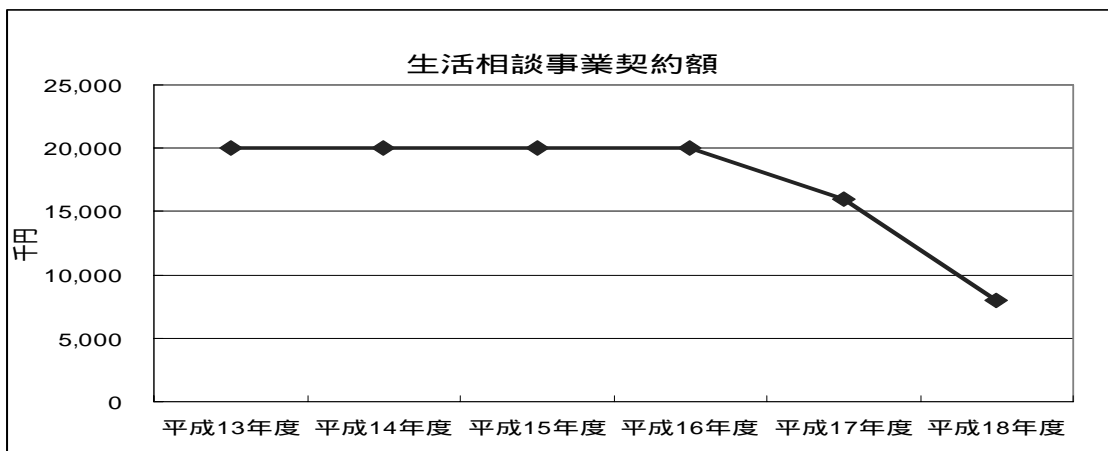
(2) 外部委託先決定方法について

一者随意契約としているのは、愛媛県人権対策協議会が当初設立の目的や経緯から、県との結びつきが深く、又県下全域で相談業務等を効果的、効率的に実施できる唯一の団体であるため、一者随意契約として委託しているとのことである。

(3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

生活相談事業		(千円)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予定価格	20,000	20,000	20,000	20,000	16,000	8,000
契約額	20,000	20,000	20,000	20,000	16,000	8,000
落札率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
前年度差額	0	0	0	0	4,000	8,000
受託業者	愛媛県同和対策協議会	愛媛県人権対策協議会	愛媛県人権対策協議会	愛媛県人権対策協議会	愛媛県人権対策協議会	愛媛県人権対策協議会



予算計上は平成17年度生活相談事業等実施要綱に基づいている。

過去5年間の契約金額は、予定価格と同額である。ちなみに、平成18年度は8,000千円であり、県の財政が厳しいこともあり、委託料の大幅な削減が行われている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託状況の検証は次のようになされている。

業者が指定どおりの業務を遂行しているかどうかの検証は、県担当職員が四半期ごとに受託団体事務局において、団体担当職員とヒアリングのうえ、「実績報告書」等において業務の適正な履行を確認している。なお、再委託に関する契約上の規定は無いが、認めていな

い。

#### ・監査結果

愛媛県においての同和対策事業は昭和 36 年に設立された県内唯一の育成指導団体である愛媛県人権対策協議会によるところが大きい。

只、県の財政が厳しいことや時代の変遷とともに過去におけるような差別等が減少し、又このテーマに対する住民の関心も過去と比べると少なくなっていること、民間の各種団体も増えていること等もあり、今後のあり方、手法等について再検討するときに来ていると思われる。(意見)

## 保健福祉部

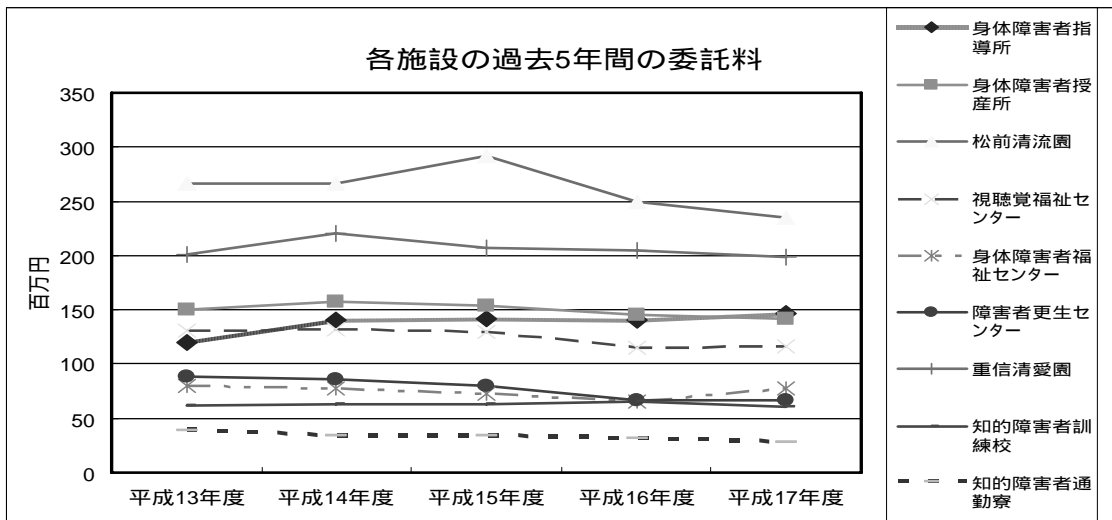
保健福祉部生きがい推進局	障害福祉課	社会福祉施設の管理運営
委託形態：随意契約		委託先：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
平成 17 年度年間委託料(円)		1,071,919,548

.委託業務の内容の検討

### (1) 委託業務の概要

ここにいう社会福祉施設とは次の 9 施設をいう。過去 5 年間の各施設の委託料は以下の通りである。

単位：百万円	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者指導所	120	141	142	140	146
身体障害者授産所	150	158	154	145	142
松前清流園	266	266	292	249	235
視聴覚福祉センター	131	132	129	115	116
身体障害者福祉センター	80	78	73	66	78
障害者更生センター	89	86	80	67	67
重信清愛園	201	221	207	205	199
知的障害者訓練校	62	63	63	66	61
知的障害者通勤寮	39	34	34	32	28
計	1,138	1,179	1,174	1,085	1,072



### (2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは、全ての施設について社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団に随意契約で委託していたが、民間社会福祉施設の量的整備が進み、県が上から措置するのでなく利用者がサービスを選択するようになったこと、民営化、市町村への権限委譲等々により、県立社会福祉施設のあり方を社会福祉審議会県立社会福祉施設検討専門分科会によって討議され、視聴覚福祉センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センターは指定管理者制度に、他の 6 施設は愛媛県社会福祉事業団に平成 18 年 4 月 1 日をもって当面の事

業継続を前提に無償譲渡し、同事業団が継続してその業務を行っている。(従って運営をやめた場合は県にその土地、建物を返還することとなっている。)

(3) 委託金額の決定方法

同事業団が各施設における人件費をはじめとする予算見積りを行い、これに合わせて決定し、毎年実績精算している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

年度末に検査を行なうこと、同事業団の監査を定期的に行うことによっている。

(5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団の財政状態、経営成績

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団は愛媛県が100%出資の社会福祉法人であり、人的結びつきも強い。同事業団の財政状態及び経営成績は下記のようになっている。委託料をもらい受け、そのまま各施設の管理にこれを使うということを行っているといえる。

貸借対照表(平成18年3月末現在) 単位:百万円

現金預金	4,196	流動負債	3,815
未収金等	2	退職給与引当金	67
特定預金	10	基本金	10
その他の固定資産	58	積立金	58
		繰越収支差額	316
<b>資産の部計</b>	<b>4,266</b>	<b>負債及び純資産の部計</b>	<b>4,266</b>

単位:百万円

経常活動収入	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用料収入	20	20	20
委託料収入	1,497	1,313	1,282
使用料収入	22	21	22
<b>計</b>	<b>1,539</b>	<b>1,354</b>	<b>1,324</b>
経常活動支出			
人件費	887	819	890
事務費	432	339	345
事業費	223	198	197
<b>計</b>	<b>1,542</b>	<b>1,356</b>	<b>1,432</b>

上記は資金収支計算書の主要科目の集計額

. 監査結果

(1)平成18年度より視聴覚福祉センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センターは指定管理者制度となるので委託としての管理運営はこの3施設のみとなっている。したがって他の6施設については県の負担はなくなった。3施設及び6施設の清掃業務、消防設備点検業務、エレベータ点検保守業務、空調機器保守点検業務等の再委託についてその契約形態は1社随意契約である場合か指名競争入札である。

愛媛県社会福祉事業団の経理規程では1000万円超について競争入札とのことである。今回の包括外部監査にて県の各種委託業務について従前に1者随意契約としていたもので



もその業務を見直し、できる限り一般競争入札とすべきという見解を示しているが、県は事業団の再委託先選定過程等について現地調査を実施し、又現地で再委託に関する書類を確認するなどして事業団においてもこれを踏襲するよう指導していただきたい。(意見)

(2) 委託業務の執行状況の検証について

指定管理者制度によってその管理運営を同事業団が行っているものについても、当然その管理をまかせっきりにするのではなく、執行状況を検証することが必要である。現在の期末検査という体制以外に、各施設においてその管理に利用している各マニュアルを再チェックし、又その運用状態を検討すること、即ち管理が安全に、効率的になされるマニュアルをもって、それが有効に働いているかどうか、システムが機能しているかどうかを是非とも検討していただきたい。(意見)

保健福祉部	生きがい推進局 子育て支援課	えひめこどもの城管理委託業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		332,175,000
委託契約：平成 17 年度まで随意契約 (平成 18 年度指定管理者制度)		委託先：関連団体 (民間事業者)

えひめこどもの城事業運営業務委託

保健福祉部	生きがい推進局 子育て支援課	えひめこどもの城事業運営業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		18,672,000
委託契約：平成 17 年度まで随意契約 (平成 18 年度指定管理者制度)		委託先：関連団体 (民間事業者)

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

A．えひめこどもの城管理業務委託

愛媛県は、福祉施設「えひめこどもの城(下の写真はメインの建物)」の施設全般の管理業務を外部委託している。具体的な業務内容としては、

児童が健全な遊びを体験するための機会の提供に関すること。

地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成に関すること。

施設及び遊具の提供に関すること。

その他必要な業務

となっている。また、基本計画による年間利用者数は 50 万人と予測されていたが、過去の実績はつぎのとおりである。



えひめこどもの城入園者数

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
入園者数(千人)	374	459	377	372	346	359	309	307	360
50万人対比	74.8%	91.8%	75.4%	74.4%	69.2%	71.8%	61.8%	61.4%	72.0%

平成18年度については、1月までの10ヶ月入場者数を年換算している

年間 50 万人と見込んでいた入園者数は、開園直後の平成 11 年度は、予測の 9 割を達成していたが、その後は減退を続け開園後わずか 6 年目にして、その 4 割減の 30 万人となった。平成 18 年度は指定管理者制度の導入され、平成 19 年 1 月までの 10 ヶ月で 300 千人となっており年換算すると 360 千人である。

B. えひめこどもの城事業運営業務委託

愛媛県は、福祉施設「えひめこどもの城」の事業運営業務を外部委託している。

具体的な内容としては、

児童健全育成事業

- a. 企画事業
- b. 一般事業・・・ワークショップ、創作工房、野外活動他
- c. 集団活動事業

児童健全育成活動推進事業

- a. 活動支援事業・・・子育てセミナー、巡回講演、動くこどもの他
- b. 情報提供事業・・・こどもの城ニュースの発行他
- c. 相談事業・・・子育て相談

研究育成事業

- a. 養成事業・・・児童館・放課後児童指導員研修会、ボランティアスタッフ養成講座他
- b. 調査研究事業・・・児童館活動状況調査他

の事業の実施運営業務の委託である。

(2) 外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは、福祉事業の施設であることから本県の福祉施設の管理目的に設立された社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団との随意契約による委託となっていた。平成 18 年度については、指定管理者制度が導入されており、民間業者が指定管理者として運営して

いる。

(3) 委託金額の決定方法

人件費のほか、再委託管理費用等の見積の積算により決定されている。

過去5年間の予定価格と契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

えひめこどもの城管理委託 (千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	438,473	497,012	463,405	376,110	332,175
契約額	435,197	492,056	451,969	355,971	332,175
/ 率	99.3%	99.0%	97.5%	94.6%	100.0%
前年度差額	0	56,860	40,088	95,998	23,796
受託業者	社会福祉法人愛媛県 社会福祉事業団	同左	同左	同左	同左

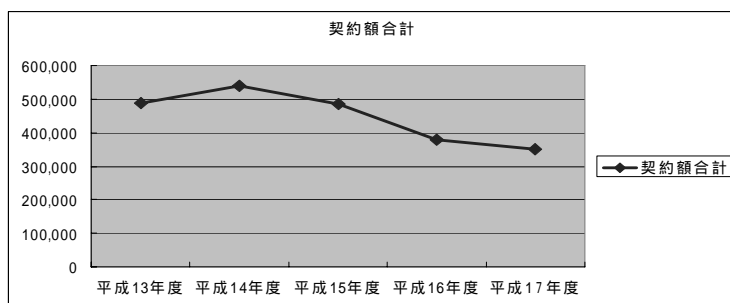
えひめこどもの城事業運営委託 (千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予定価格	51,552	47,628	34,082	23,284	18,672
契約額	51,552	47,628	34,082	23,284	18,672
/ 率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
前年度差額	0	3,924	13,546	10,798	4,612
受託業者	社会福祉法人愛媛県 社会福祉事業団	同左	同左	同左	同左

管理および事業運営について合わせてみたほうが、わかりやすいので合算の契約額を表およびグラフにすると、以下のとおりである。

えひめこどもの城管理および事業運営委託合計額 (千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額合計	486,749	539,684	486,051	379,255	350,847
前年度差額	0	52,936	53,634	106,796	28,408

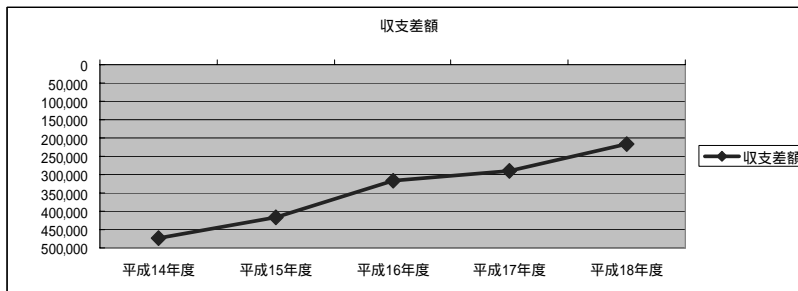


平成14年度以降の維持管理費の抑制が図られ、予算が削減されていることがよくわかる。また、平成18年度より指定管理者制度が導入され、県費実質負担は約75百万円低減され

ている。

えひめこどもの城運営収支状況 (単位:千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	(A)	71,039	72,425	63,742	62,081	指定管理者との協定額
支出	(B)	543,606	487,613	381,245	352,322	
収支差額	(C)	472,567	415,188	317,503	290,241	215,000
入園者数(人)	(D)	345,710	358,750	308,710	306,540	
1人当り差額(円)	(C) / (D)	1,367	1,157	1,028	947	



さらに、収入内訳と支出内訳を分析してみると、設備等の維持コストがかなりの部分を占め、利用者の使用料では、設備の償却部分を除く維持経費さえも賄っていない状況が明らかである。

収入内訳 (単位:千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
施設使用料		0	0	3	7
遊具等使用料		49,887	51,043	44,236	43,648
駐車場使用料		19,384	19,789	17,903	16,834
レジャー使用料		136	130	104	96
行政財産使用料		1,632	1,463	1,496	1,496
<b>収入合計</b>	(A)	<b>71,039</b>	<b>72,425</b>	<b>63,742</b>	<b>62,081</b>

支出内訳 (単位:千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
<b>人件費</b>		<b>141,610</b>	<b>132,564</b>	<b>112,428</b>	<b>104,139</b>
遊具等運行管理費	a	98,280	88,725	71,365	69,467
保守点検費	b	78,463	70,323	52,363	45,813
植栽管理費	c	52,395	44,835	25,095	20,026
清掃委託費	d	47,912	42,768	25,576	24,711
警備費	e	2,520	2,520	2,520	2,520
委託費合計	小計	279,570	249,171	176,919	162,537
光熱水費		31,567	27,822	24,249	25,729
修繕費		14,876	18,654	26,717	28,393
駐車場満車対策		1,719	2,081	1,419	1,346
消耗品費		3,362	3,319	1,996	1,822
運営事務費		23,274	19,920	14,233	9,684
<b>人件費以外の管理費</b>		<b>354,368</b>	<b>320,967</b>	<b>245,533</b>	<b>229,511</b>
体験機会提供事業		34,285	24,351	15,863	15,287
活動支援事業		9,629	7,196	5,779	2,469
研究養成事業		3,714	2,535	1,642	916
<b>事業運営費</b>		<b>47,628</b>	<b>34,082</b>	<b>23,284</b>	<b>18,672</b>
<b>支出合計</b>	(B)	<b>543,606</b>	<b>487,613</b>	<b>381,245</b>	<b>352,322</b>

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、安全管理に関する諸規程を基に、総務担当職員による園内巡視のほか、園内配置職員による管理により委託業務の執行状況が管理・確認されている。

##### ・ 監査結果

#### (1) 業務の執行状況の検証方法について

業務の執行状況は、前述のように安全管理に関する諸規程を基に、総務担当職員による園内巡視のほか、園内配置職員による管理により業務の執行状況が管理・確認されているとのことである。昨年度において財産の管理状況のテーマの監査において現地調査したため、今回、こどもの城に現地調査して前述の規程の整備、運用状況まで確認させていただく時間をとれなかった。そこで、監査人は最近の公認会計士監査の内部統制監査を引き合いにして、次のことをしていただくようお願いしておきたい。即ち、県として指定管理者及び指定管理者が再委託している業務の執行状況の検証をする際に、特に下記のような検証を行うことを推奨したい。

- ・ 内部における安全性、効率性等を意識した業務マニュアルなり内部統制システムが、例えば遊具の使用時のみでなく開園時、閉園時、団体入園時、イベント時、緊急時等々の各場面において、あるかどうかの検討をすること、
- ・ そしてこれがないのであるならばその作成を指示するとともに、必要十分なマニュアル等の作成のため協力すること(必要十分かどうかは、各現場にて各々の状況を観察しながら例えばこのようなチェックが必要ではないか等々事態を想定して考えていって下さい)
- ・ そしてその運用状況を確認すること

以上の意味するところは、県として執行状況を検証する場合に、こどもの城にある規程、マニュアルを持ちながら、その規程やマニュアル通りに現場の職員が動いているかを実地で確かめることになるのでかなりの時間が必要と思われる。一度に全ての場面についてはできないでしょうから、定期的にサンプリングして検証する箇所や業務を変えていってください。

(意見)

例えば 2006 年 7 月に埼玉県ふじみ野市でおきたプール排水口事故の場合、業務の発注者が「吸排水口の蓋や吸込防止金具の設置を確認しなくてはならない」という規程、マニュアルがあるかどうかの検討(規程等の整備状況の検討)、又実際にそれらが設置されているかどうかの検討(規程の運用状況の検討)がなされていれば防げた事故であるからである。

#### (2) えひめこどもの城の設置目的と現状について

現状をみれば、「えひめこどもの城」という施設を上述のような多額の支出をしながら運営することが、児童健全育成をはじめとする目的に対して有効的なものとして効果的に

作用しているのかどうか、このテーマは常に意識していただきたい。特に指定管理者制度導入後は間接管理となることもあり特に意識していただきたい。(意見)

保健福祉部	障害福祉課	心身障害児(者)歯科巡回診療事業
委託形態: 随意契約		委託先: 愛媛県歯科医師会
平成 17 年度年間委託料(円)		10,491,233

#### .委託業務の内容の検討

##### (1) 委託業務の概要

歯科巡回診療車である「こまどり号」を使って民間も含む障害者施設 61 箇所、障害者 2,606 人(平成 17 年度実績)の歯科検診を行うことを、愛媛県歯科医師会に業務を委託していた。昭和 55 年に障害者のために同診療車が補助金によって作られ、現在で 3 代目であるが、平成 17 年度までは、愛媛県歯科医師会から派遣された専属の歯科医師 1 名と歯科衛生士 3 名が各障害者施設を巡回していた。

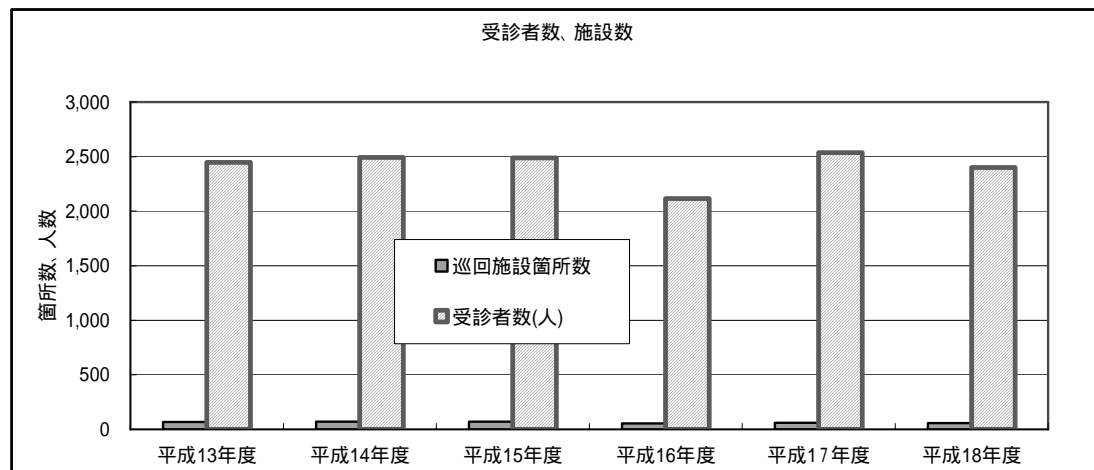
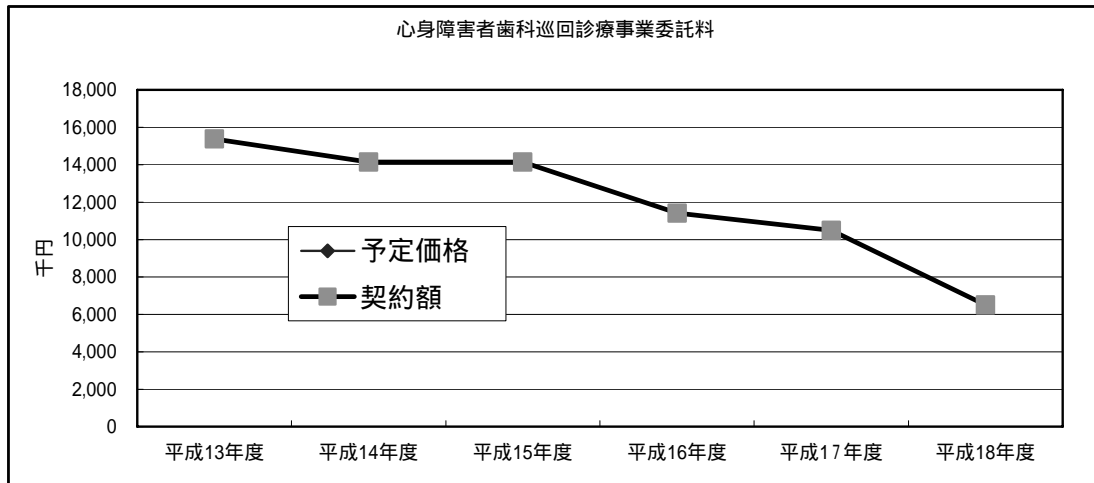
##### (2) 外部委託先決定方法について

随意契約である。随意契約とされていたのは、他の民間に受け手がいないためとのことであったが、平成 18 年度は、愛媛県歯科医師会が、県の予算の都合上、委託費が大幅削減されたため、受託を辞退した結果、県病院の歯科医師や県の職員を使って同診療車が、巡回歯科検診を継続している。

##### (3) 委託金額の決定方法

過去 6 年間の委託実績は以下のようになっている。

	千円					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予定価格	15,387	14,143	14,143	11,415	10,492	6,509
契約額	15,387	14,143	14,143	11,415	10,492	6,509
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
巡回施設箇所数	69	71	71	54	61	58
受診者数(人)	2,447	2,495	2,487	2,115	2,537	2,400
前年度差額	0	1,244	0	2,728	923	3,983
受託業者	愛媛県歯科医師会	愛媛県歯科医師会	愛媛県歯科医師会	愛媛県歯科医師会	愛媛県歯科医師会	県の直営



平成17年度まで行われていた歯科講習会の開催は、平成18年度では行われていない。皮肉なことに、その結果、平成17年度は、委託費が、10,492千円必要であったところが、平成18年度は、6,509千円で抑えられている。

#### (4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託状況の検証は、毎年事業が終了後、診療事業実績報告書の提出をしてもらうことにより検証がなされている。ここでは、実施日、実施場所、受診人数等が報告されている。

#### ・監査結果

(1)巡回診療が指定どおりの業務を遂行しているかどうかは、上述のように同歯科医師会から実績報告書という形で報告を受ける。只、診療で往車したときに施設長等から検診を受けたことを証明する印鑑をもらう等のチェック体制が無いが、本来検証とは、目の届かぬところに統制システムを働かせることでもあると考える。(指摘)